

議案第 7 5 号

安中市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

安中市職員の退職手当に関する条例を次のように改正する。

令和 6 年 8 月 3 0 日 提出

安中市長 岩 井 均

安中市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

安中市職員の退職手当に関する条例（平成１８年安中市条例第５０号）の一部を次のように改正する。

第１０条第１１項第４号中「職業」を「安定した職業」に改める。

附則第９項中「令和７年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の安中市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第１０条第１１項（第４号に係る部分に限り、同条第１５項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した新条例第２条第１項に規定する職員（同条第２項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であつてこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。